

柔道整復療養費の令和8年度改定の 基本的な考え方(案)について

1

I. 近年の柔道整復療養費の料金改定について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

- 柔整療養費の改定率 +0.26% (診療報酬改定における医科の改定率+0.52%等を踏まえ、政府において決定)

令和6年度料金改定に関する基本的な考え方

- 令和4年度料金改定において引き続き検討とされた課題（明細書交付義務化対象の拡大、患者単位での償還払いを可能とする類型に「長期かつ頻回の受療」を追加）、現下の物価高騰、他産業や医療・介護分野における賃上げの動向、医療DXへの対応（オンライン資格確認が本年4月より開始、12月より義務化）といった課題に対応していくため、所要の料金項目を引き上げるとともに、長期・頻回受療に係る料金の適正化を拡大する。

1. 明細書交付義務化対象の拡大等について

① 明細書交付義務化対象施術所の範囲拡大等について

- 現行の明細書交付義務化対象施術所について、「明細書発行機能が付与されているレセプトコンピュータを使用している施術所であって、常勤職員（柔道整復師に限らず、事務職員等も含む。）が3人以上である施術所」から、「明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所」に拡大する。
- 現行の「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書（別紙様式3）」等を廃止し、明細書交付義務化対象外施術所（明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置していない施術所であって明細書を無償で患者に交付する施術所以外の施術所）が地方厚生（支）局にその旨を届け出ることとする。（新規）

② 交付（交付回数）の拡大等について

- 交付に関する現行規定「患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこと。」を継続する。

③ 明細書発行体制加算の算定回数拡大及び算定額について

- 現行の明細書発行体制加算（月1回に限り、13円を算定可能）について、対象範囲を大幅に拡大すること、初検料の拡充（後述）等を踏まえ、「月1回に限り、10円を算定可能」に改定する。

④ 保険者による受領委任払いの終了手続きを含めた取扱い（保険者単位の償還払いへの変更）について

- 令和6年改定においては、明細書交付義務化対象の拡大等に関する議論を踏まえ、「保険者単位の償還払いへの変更については実施しないこと」とする。

※ 1 ①の明細書交付義務化対象施術所の拡大及び届出変更並びに③明細書発行体制加算額の改定については、患者等への周知期間や保険者、施術管理者及び厚生局の届出準備期間等を踏まえ、令和6年10月1日施行とする。

1 – 2. 物価高騰、賃上げ、医療DXへの対応について

①電療料の引上げについて

- 現行、電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して7日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して5日間を除き、1回につき30円加算の算定が可能。
- 光熱水費の高騰等を踏まえ、電療料について1回当たり3円増額し、「1回につき33円加算」に改定する。

②初検料の引上げについて

- 現行、施療を必要とする場合、初検に際し、初検料として1回につき1520円算定可能。
- 施術所職員の賃上げ、医療DXへの対応を踏まえ、初検料について1回当たり30円増額し、「1回につき1,550円」に改定する。

1 – 3. 長期・頻回受療に係る料金適正化について

○長期・頻回受療に係る療養費の適正な支給について

- 現行、初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における長期施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）について、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金の100分の80に相当する額により算定することとしている。
- 今般、2. 患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加への対応（後述）と合わせ、長期施術のうち、1月あたり10回以上の施術を継続している頻回施術については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、所定料金の100分の50に相当する額により算定することとする。（新規）同時に、長期施術（上記を除く）についても、100分の75に相当する額により算定することとする。
- 所定料金の100分の50に相当する額により算定した患者の頻回施術については、当該施術に係る料金について、長期施術に係る所定料金の100分の75に相当する額により算定した額との差額の範囲内において、患者に対する説明の上、柔道整復療養費の一部負担金の支払いとは別に金額の支払いを受けることとする。（新規）

※長期・頻回受療に係る療養費の適正な支給に係る改正等については、患者等への周知期間や保険者、施術管理者及び厚生局等のシステム整備、準備期間等を踏まえ、令和6年10月1日施行とする。

2. 患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加について

- 現行の患者ごとに償還払いに変更できる事例4類型に「長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（初検日から5ヶ月を超えて、かつ、1月あたり10回以上の施術を継続して受けている患者）」（※）を加える。

（※）長期・頻回受療に係る料金適正化において後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料が、所定料金の100分の50に相当する額により算定される患者

（参考）現行4類型の概要

- ①自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
- ②自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者
- ③保険者等が、患者照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行つても、回答しない患者
- ④複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者

※患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加については、患者等への周知期間や保険者、施術管理者及び厚生局等のシステム整備、準備期間等を踏まえ、令和6年10月1日施行とする。

3. 引き続きの検討事項

- 令和6年料金改定における対応を踏まえ、今後、令和8年料金改定の議論に向け、以下の事項について、引き続き検討するとともに必要な対応を実施することとする。
 - 明細書交付義務化対象施術所の範囲を大幅に拡大したことを踏まえ、令和6年度、7年度に施行状況を調査、把握するとともに、更なる対象範囲の拡大及び明細書の交付（交付回数）の拡大等の検討に資するよう、令和6年度改定後の施術所のレセコン導入状況、導入しない理由、職員数、明細書交付頻度、交付業務負担等を調査し、令和8年度改定の議論において引き続き検討するとともに、保険者単位の償還払いへの変更についても、引き続き検討すること。
 - 電療料、初検料の引き上げを踏まえ、施術所における賃上げの状況、給与費、光熱水費等を初めとする費用の動向等について、令和8年料金改定の議論に向けて、調査方法等を検討した上で、実態を把握すること。
 - 患者ごとに償還払いに変更できる事例として、長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者を追加したことに伴い、料金改定の動向を含め、その施行状況等について把握した上で必要な対応のあり方に係る検討を行うとともに、いわゆる「部位転がし」が疑われる事例について、調査・分析及び必要な対応のあり方に係る検討を進めること。

柔道整復療養費の料金改定について（平成30年6月～）

	初回	2回目	3回目以降
施術の内容や部位数によらないもの	<ul style="list-style-type: none"> 初検料（1,460円） (時間外、夜間、休日の加算あり) 初検時相談支援料（50円） 	<ul style="list-style-type: none"> 再検料（320円）→（400円） 	
	<ul style="list-style-type: none"> 往療料（1,860円） 往療距離加算（2km毎に800円） 		
施術の内容や部位数によるもの	<ul style="list-style-type: none"> 整復料（骨折） (5,200円～11,500円) 	<ul style="list-style-type: none"> 後療料（810円） ※3部位以上は60%遅減の対象 	
	<ul style="list-style-type: none"> 固定料（不全骨折） (3,600円～9,200円) 	<ul style="list-style-type: none"> 後療料（680円） ※3部位以上は60%遅減の対象 	
	<ul style="list-style-type: none"> 整復料（脱臼） (2,300円～9,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> 後療料（680円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%遅減の対象 	
	<ul style="list-style-type: none"> 施療料（打撲、捻挫） (760円) 	<ul style="list-style-type: none"> 後療料（505円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%遅減の対象 	
	<ul style="list-style-type: none"> 冷罨法料（85円）、温罨法料（75円）、電療料（30円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%遅減の対象 		
	<p>・骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算</p> <p>初回のみ（小型：680円、中型：910円、大型1,030円）→ 3回まで（一律：950円）</p>		
	<p>・柔道整復運動後療料（骨折、脱臼、不全骨折）【新設】</p> <p><u>（0円）→（310円）</u></p>		
	<ul style="list-style-type: none"> 骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の保険医療機関への文書による患者紹介を行つた場合の情報提供料（1,000円） 		

柔道整復療養費の料金改定について（令和2年6月～）

	初回	2回目	3回目以降
施術の内容や部位数によらないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・初検料（1,520円） (時間外、夜間、休日の加算あり) ・初検時相談支援料（50円）→（100円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・再検料（410円） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・往療料（1,860円）→（2,300円）、（4km超2,700円） ・往療距離加算（2km毎に800円）→往療料に振り替えて包括化 		
施術の内容や部位数によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・整復料（骨折） (5,400円～11,700円)→(5,500円～11,800円) ・固定料（不全骨折） (3,800円～9,400円)→(3,900円～9,500円) ・整復料（脱臼） (2,500円～9,200円)→(2,600円～9,300円) ・施療料（打撲、捻挫） (760円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・後療料（820円）→（850円） ※3部位以上は60%遅減の対象 ・後療料（690円）→（720円） ※3部位以上は60%遅減の対象 ・後療料（690円）→（720円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%遅減の対象 ・後療料（505円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%遅減の対象 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・冷罨法料（85円）、温罨法料（75円）、電療料（30円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%遅減の対象 ・骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算 3回まで（1,000円） ・柔道整復運動後療料（骨折、脱臼、不全骨折） (320円) ・骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の保険医療機関への文書による患者紹介を行った場合の情報提供料（1,000円） 		

柔道整復療養費の料金改定について（令和4年6月～）

	初回	2回目	3回目以降
施術の内容や部位数によらないもの	<ul style="list-style-type: none"> 初検料（1,520円） (時間外、夜間、休日の加算あり) 初検時相談支援料（100円） 	<ul style="list-style-type: none"> 再検料（410円） 	
施術の内容や部位数によるもの	<ul style="list-style-type: none"> 往療料（2,300円）、<u>（4km超2,700円）→（4km超2,550円）</u> 明細書発行体制加算（新設）（0円）→（13円）※明細書を無償で患者に交付した場合、同月内に1回のみ算定 ※令和4年10月から 		
	<ul style="list-style-type: none"> 整復料（骨折） (5,500円～11,800円) 固定料（不全骨折） (3,900円～9,500円) 整復料（脱臼） (2,600円～9,300円) 施療料（打撲、捻挫） (760円) 	<ul style="list-style-type: none"> 後療料（850円） ※3部位以上は60%逓減の対象 後療料（720円） ※3部位以上は60%逓減の対象 後療料（720円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象 後療料（505円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象 	<ul style="list-style-type: none"> 冷罨法料（85円）、温罨法料（75円）、電療料（30円） ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%逓減の対象 骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算 3回まで（1,000円） 柔道整復運動後療料（骨折、脱臼、不全骨折） (320円) 骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の保険医療機関への文書による患者紹介を行った場合の情報提供料（1,000円）

柔道整復療養費の料金改定について（令和6年6月～）

	初回	2回目	3回目以降
施術の内容や部位数 によらないもの	<ul style="list-style-type: none"> 初検料 (1,520円) → (1,550円) (時間外、夜間、休日の加算あり) 初検時相談支援料 (100円) <ul style="list-style-type: none"> 往療料 (2,300円)、 (4km超2,550円) <ul style="list-style-type: none"> 明細書発行体制加算 (13円) → (10円) ※明細書を無償で患者に交付した場合、同月内に1回のみ算定 ※ 令和4年10月から → 令和6年10月から 	<ul style="list-style-type: none"> 再検料 (410円) 	
施術の内容や部位数 によるもの	<ul style="list-style-type: none"> 整復料 (骨折) (5,500円～11,800円) 固定料 (不全骨折) (3,900円～9,500円) <ul style="list-style-type: none"> 整復料 (脱臼) (2,600円～9,300円) <ul style="list-style-type: none"> 施療料 (打撲、捻挫) (760円) <ul style="list-style-type: none"> 冷罨法料 (85円)、温罨法料 (75円)、電療料 (30円) → (33円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%遞減の対象 → ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は75%遞減の対象、5ヶ月超の長期かつ1月当たり10回以上の頻回は50%遞減の対象 ※令和6年10月から 骨折、脱臼、不全骨折の固定のための金属副子等を使用した場合の加算 3回まで (1,000円) 柔道整復運動後療料 (骨折、脱臼、不全骨折) (320円) <ul style="list-style-type: none"> 骨折、脱臼、不全骨折の応急施療を行った後の保険医療機関への文書による患者紹介を行った場合の情報提供料 (1,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> 後療料 (850円) ※3部位以上は60%遞減の対象 後療料 (720円) ※3部位以上は60%遞減の対象 後療料 (720円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%遞減の対象 → ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は75%遞減の対象、5ヶ月超の長期かつ1月当たり10回以上の頻回は50%遞減の対象 ※令和6年10月から 後療料 (505円) ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は80%遞減の対象 → ※3部位以上は60%、5ヶ月超の長期は75%遞減の対象、5ヶ月超の長期かつ1月当たり10回以上の頻回は50%遞減の対象 ※令和6年10月から 	

過去の療養費料金改定について

(参考) 平成10年以降の改定率

(単位: %)

改定年月 (医科)	医科	改定年月 (療養費)	柔道整復	あん摩マッサージ	はり・きゅう
平成10年4月	1. 5	平成10年7月	0. 8	0. 6	0. 7
平成12年4月	2. 0	平成12年6月	1. 1	0. 9	1. 0
平成14年4月	△1. 3	平成14年6月	△0. 65	△0. 65	△0. 65
平成16年4月	0. 0	平成16年6月	0. 0	0. 0	0. 0
平成18年4月	△1. 5	平成18年6月	△0. 75	△0. 75	△0. 75
平成20年4月	0. 42	平成20年6月	0. 21	0. 21	0. 21
平成22年4月	1. 74 (外来0. 31)	平成22年6月	0. 0	0. 15	0. 15
平成24年4月	1. 55	平成25年5月	0. 0	0. 0	0. 0
平成26年4月	0. 82 (消費税分0. 71)	平成26年4月	0. 68	0. 68	0. 68
平成28年4月	0. 56	平成28年10月	0. 28	0. 28	0. 28
平成30年4月	0. 63	平成30年6月	0. 32	0. 32	0. 32
令和元年10月	(消費税分0. 48)	令和元年10月	0. 44	0. 44	0. 44
令和2年 4月	0. 53	令和2年6月	0. 27	—	—
令和2年12月	—	令和2年12月	—	0. 27	0. 27
令和4年4月	0. 26	令和4年6月	0. 13	0. 13	0. 13
令和6年6月	0. 52	令和6年6月	0. 26	0. 26	0. 26

(注)平成26年及び令和元年は消費税引き上げに伴う改定

1. 診療報酬 **+3.09%** (R 8年度及びR 9年度の2年度平均。R 8年度+2.41%、R 9年度+3.77%) (R 8年6月施行)

※ 1 うち、賃上げ分 **+1.70%** (2年度平均。R 8年度+1.23%、R 9年度+2.18%)

- ・医療現場での生産性向上の取組と併せ、R 8・R 9にそれぞれ3.2%（看護補助者、事務職員は5.7%）のペアを実現するための措置
- ・うち、改定率の0.28%分は、医療機関等における賃上げ余力の回復・確保を図りつつ幅広い職種での賃上げを確実にするための特例的な対応

※ 2 うち、物価対応分 **+0.76%** (2年度平均。R 8年度+0.55%、R 9年度+0.97%)

- ・特に、R 8以降の物価上昇への対応として+0.62%（R 8年度+0.41%、R 9年度+0.82%）を充て、施設類型ごとの費用関係データ等に基づき配分。（病院+0.49%、医科診療所+0.10%、歯科診療所+0.02%、保険薬局+0.01%）
- ・また、改定率の0.14%分は、高度医療機能を担う病院（大学病院を含む）が物価高の影響を受けやすいため踏まえた特例的な対応

※ 3 うち、食費・光熱水費分 **+0.09%** (入院時の食費基準額の引上げ（40円/食）、光熱水費基準額の引上げ（60円/日）)

- ・患者負担の引上げ：食費は原則40円/食（低所得者は所得区分等に応じて20～30円/食）、光熱水費は原則60円（指定難病患者等は据え置き）

※ 4 うち、R 6改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分 **+0.44%**

- ・配分に当たっては、R 7補正予算の効果を減じることのないよう、施設類型ごとのメリハリを維持（病院+0.40%、医科診療所+0.02%、歯科診療所+0.01%、保険薬局+0.01%）

※ 5 うち、後発医薬品への置換えの進展を踏まえた処方や調剤に係る評価の適正化、実態を踏まえた在宅医療・訪問看護関係の評価の適正化、長期処方・リフィル処方の取組強化等による効率化 **▲0.15%**

※ 6 うち、※ 1～5以外の分 **+0.25%** 各科改定率：医科+0.28%、歯科+0.31%、調剤+0.08%

2. 薬価等

薬価：**▲0.86%** (R 8年4月施行)

材料価格：**▲0.01%** (R 8年6月施行)

合計：**▲0.87%**

3. 診療報酬制度関連事項

- ① R 9年度における更なる調整及びR 10年度以降の経済・物価動向等への対応の検討
- ②賃上げの実効性確保のための対応
- ③医師偏在対策のための対応
- ④更なる経営情報の見える化のための対応

4. 薬価制度関連事項

- ① R 8年度薬価制度改革及びR 9年度の薬価改定の実施
- ②費用対効果評価制度の更なる活用

療養費の推移

- 柔道整復療養費については、令和4年度は2,747億円
- 令和4年度の対前年度伸び率は-4.2%

※令和2年度の療養費の大幅な減少については、コロナ禍における患者数の減少等も要因の一つと考えられる。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
国民医療費	408,071	423,644	421,381	430,710	433,949	443,895	429,665	450,359	466,967
対前年度伸び率	1.9%	3.8%	-0.5%	2.2%	0.8%	2.3%	-3.2%	4.8%	3.7%
柔道整復	3,825	3,789	3,636	3,437	3,278	3,178	2,831	2,867	2,747
対前年度伸び率	-0.8%	-0.9%	-4.0%	-5.5%	-4.6%	-3.0%	-10.9%	1.3%	-4.2%
はり・きゅう	380	394	407	411	411	437	415	442	447
対前年度伸び率	4.3%	3.6%	3.4%	1.1%	-0.1%	6.2%	-4.9%	6.5%	1.2%
マッサージ	670	700	707	727	733	750	631	655	663
対前年度伸び率	5.2%	4.4%	1.0%	2.7%	0.8%	2.4%	-15.8%	3.7%	1.2%
治療用装具	421	425	438	443	452	455	435	460	443
対前年度伸び率	4.0%	1.1%	3.0%	1.2%	2.0%	0.7%	-4.5%	5.9%	-3.8%

(注) 保険局調査課とりまとめの推計

2

Ⅱ. 柔道整復療養費の現状について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

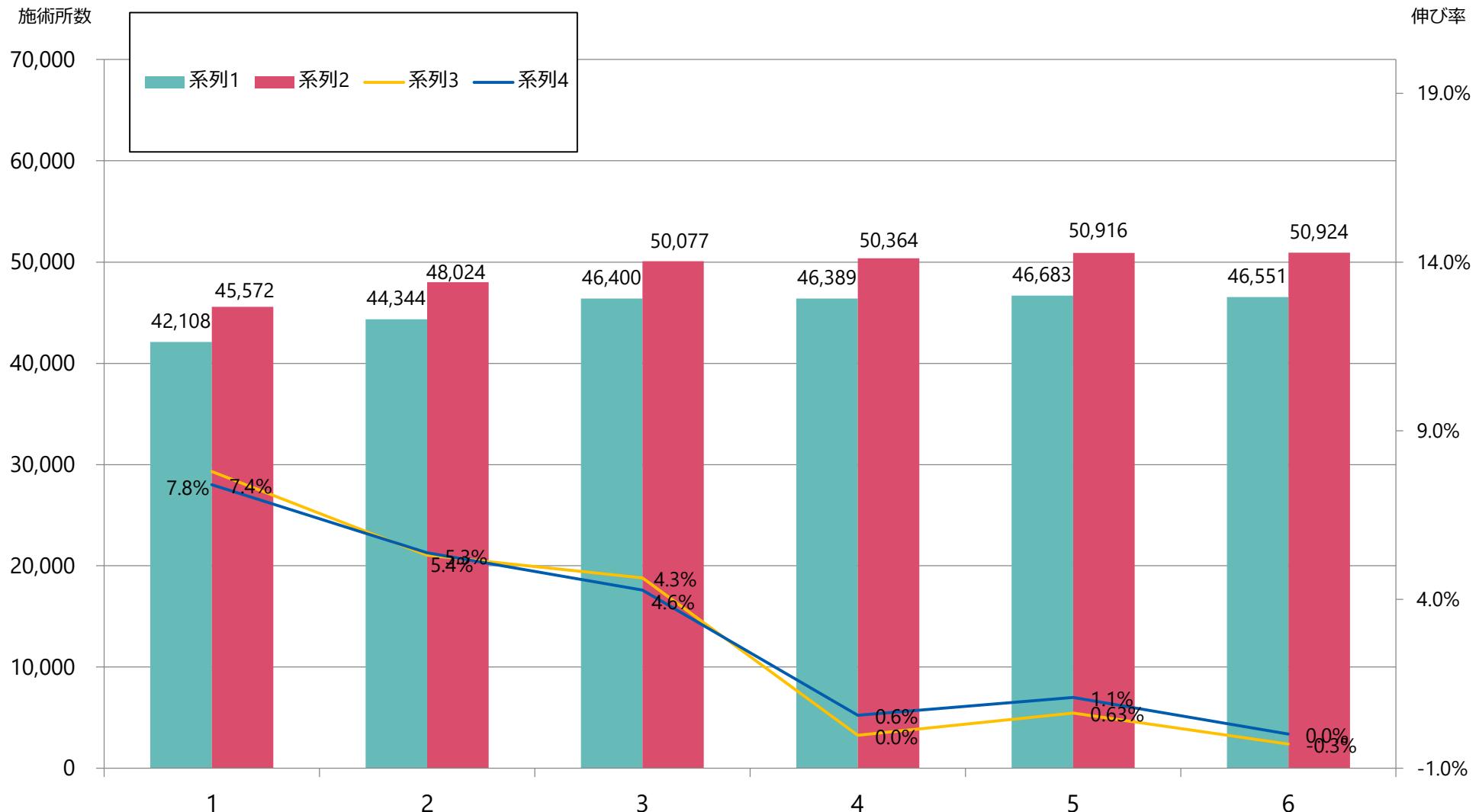
柔道整復師の施術所数の推移

○柔整施術所数の増加傾向は継続しているが、その伸び率は鈍化している。
なお、令和6年の登録施術所数は、50,924か所となっている。



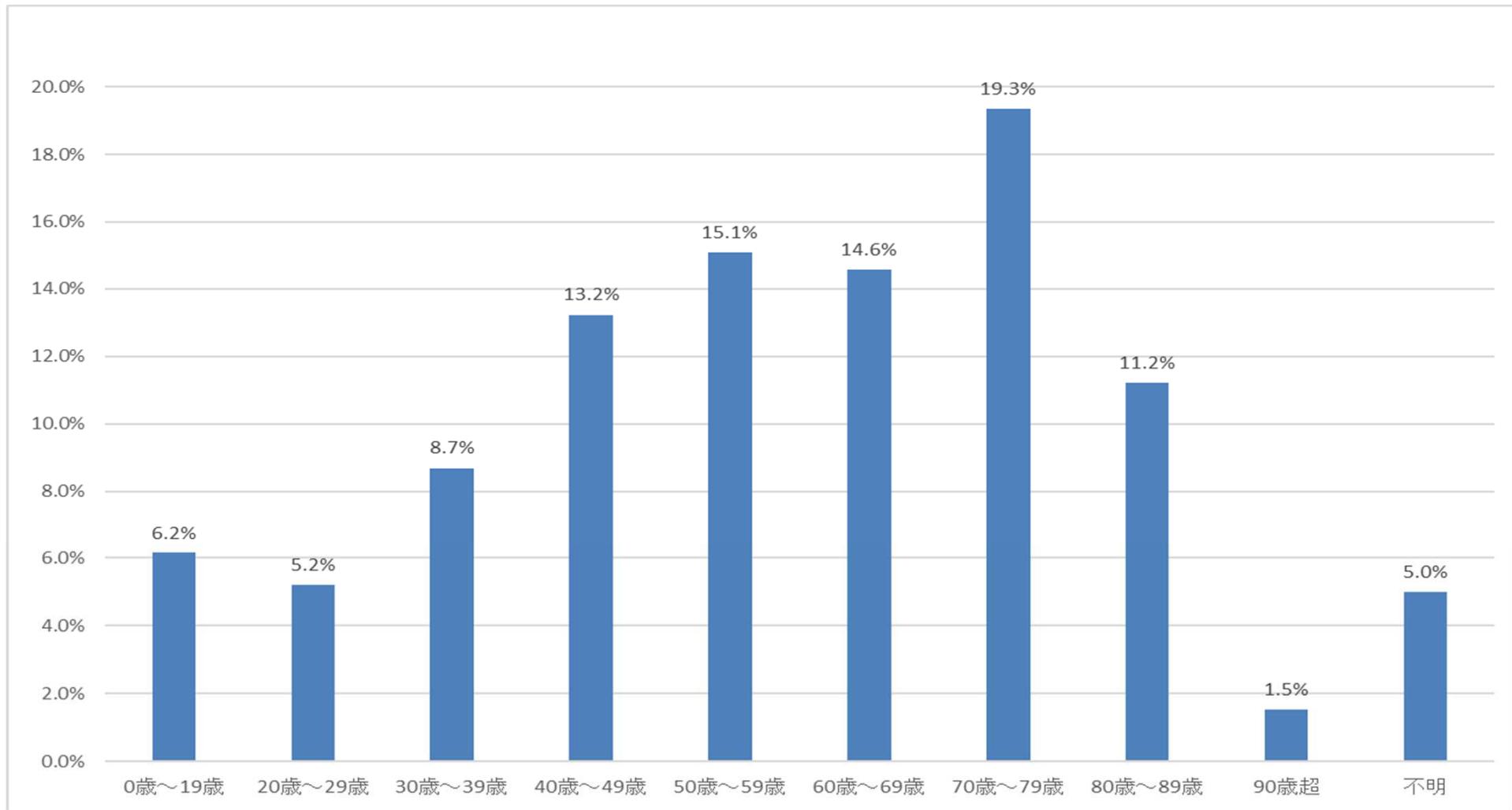
柔道整復師の施術所数及び受領委任施術所数の推移

- 柔整施術所数及び受領委任施術所数の増加傾向は継続しているが、その伸び率は鈍化している。なお、令和6年の登録施術所数は50,924か所、受領委任施術所数は46,551か所となっている。



柔道整復療養費の受療者の年齢分布割合

- 柔道整復療養費の患者の年齢分布は、70歳～79歳の患者割合が最も高く、他の年齢分布からの増加幅と比べ大きな増加幅となり、80歳～89歳以降で大きく減少している。

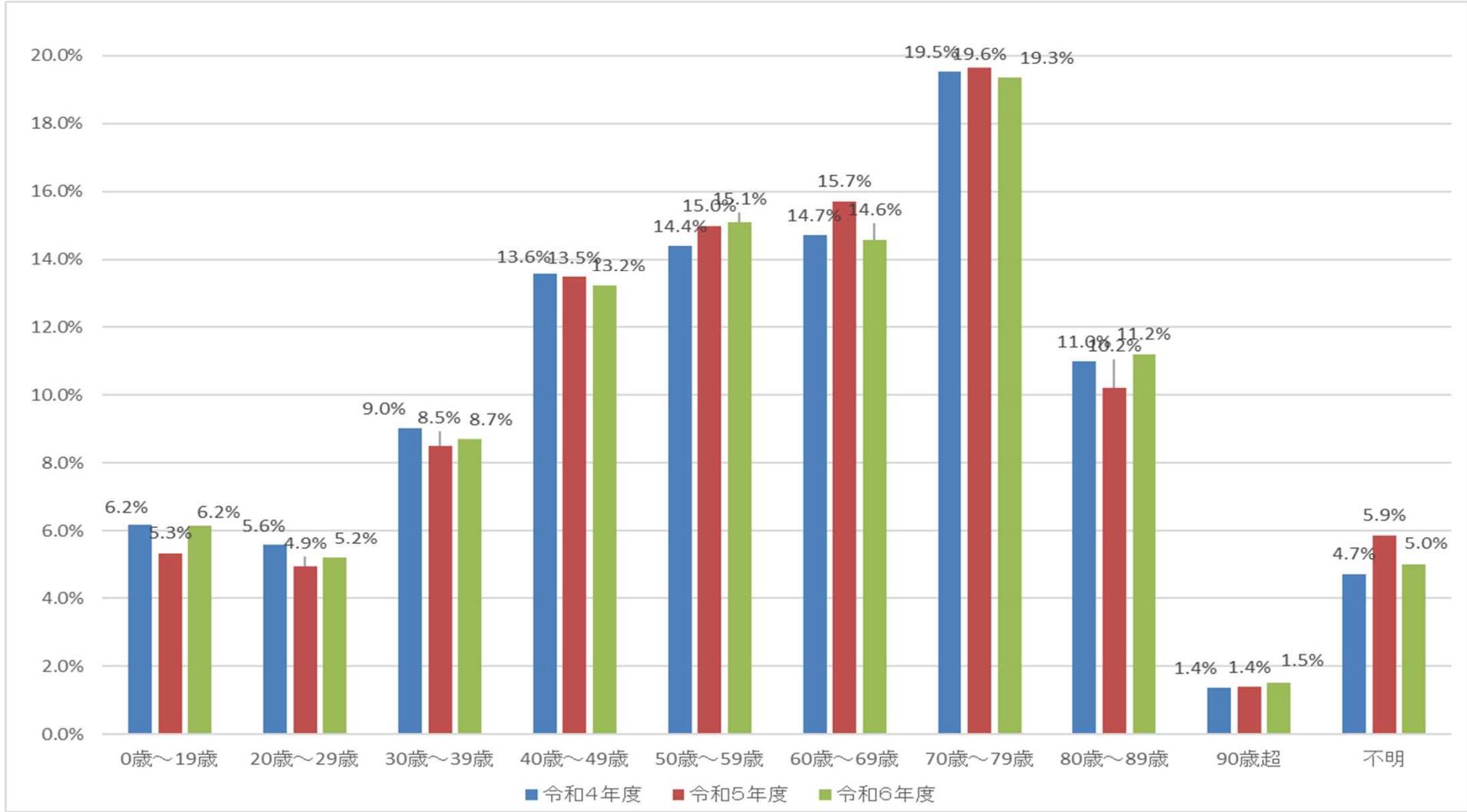


※ 以下の抽出率にしたがい抽出した柔道整復療養費支給申請書（令和6年10月分）を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30 ・ 国民健康保険 1/60 ・ 後期高齢者医療制度 1/50

柔道整復療養費の受療者の年齢分布割合（過去3カ年の対比）

- 柔道整復療養費の患者の年齢分布の過去3年間の推移も、70歳～79歳の患者割合が最も高く、他の年齢分布からの増加幅と比べ大きな増加幅となり、80歳～89歳以降で大きく減少する傾向は変わらない。

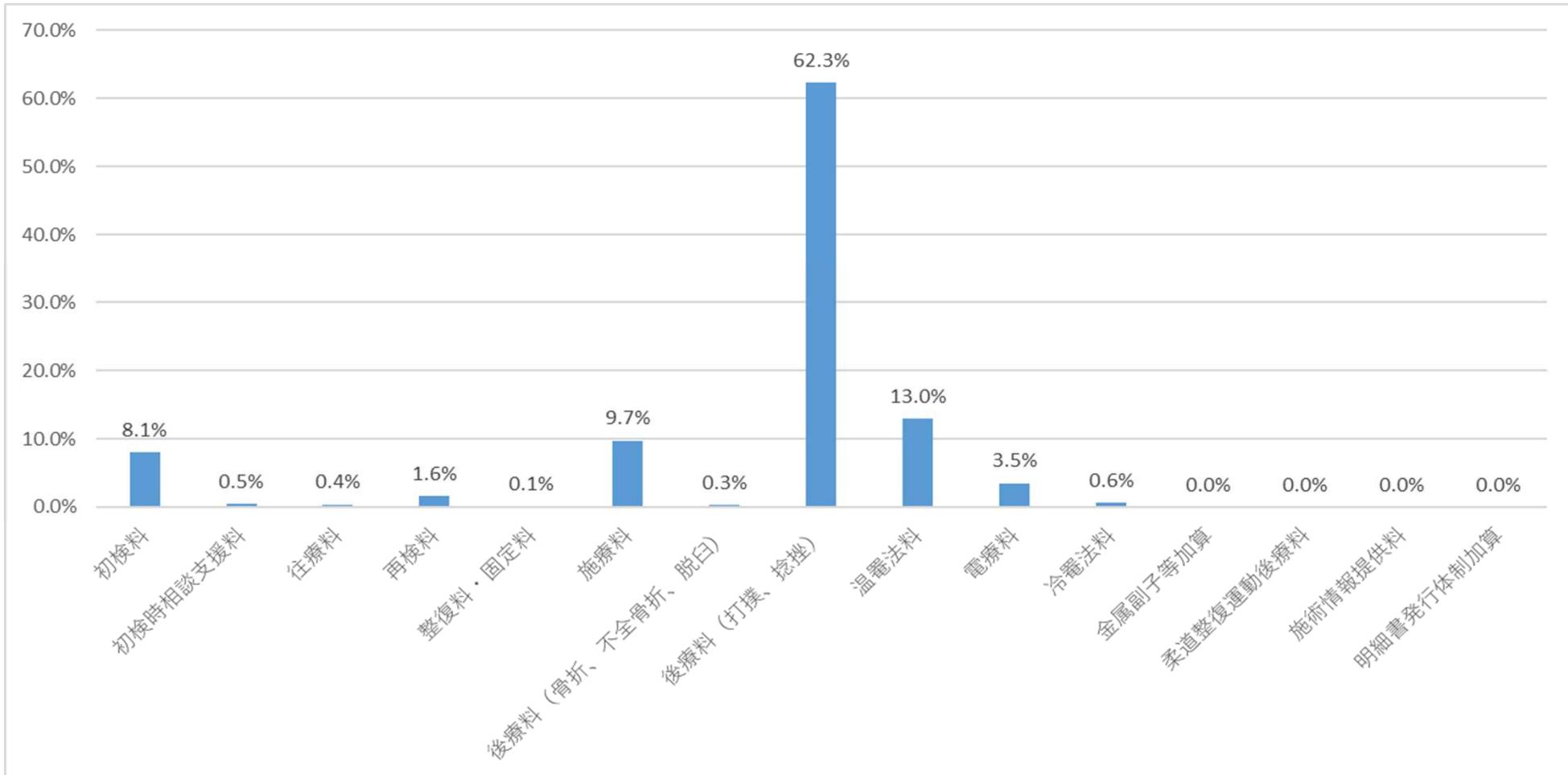


※ 以下の抽出率にしたがい抽出した柔道整復療養費支給申請書（令和4年～令和6年の10月分）を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30 ・ 国民健康保険 1/60 ・ 後期高齢者医療制度 1/50

柔道整復療養費の算定構造の割合（金額ベース）

- 柔道整復療養費の内訳は、後療料（打撲及び捻挫）の割合が高くなっている。

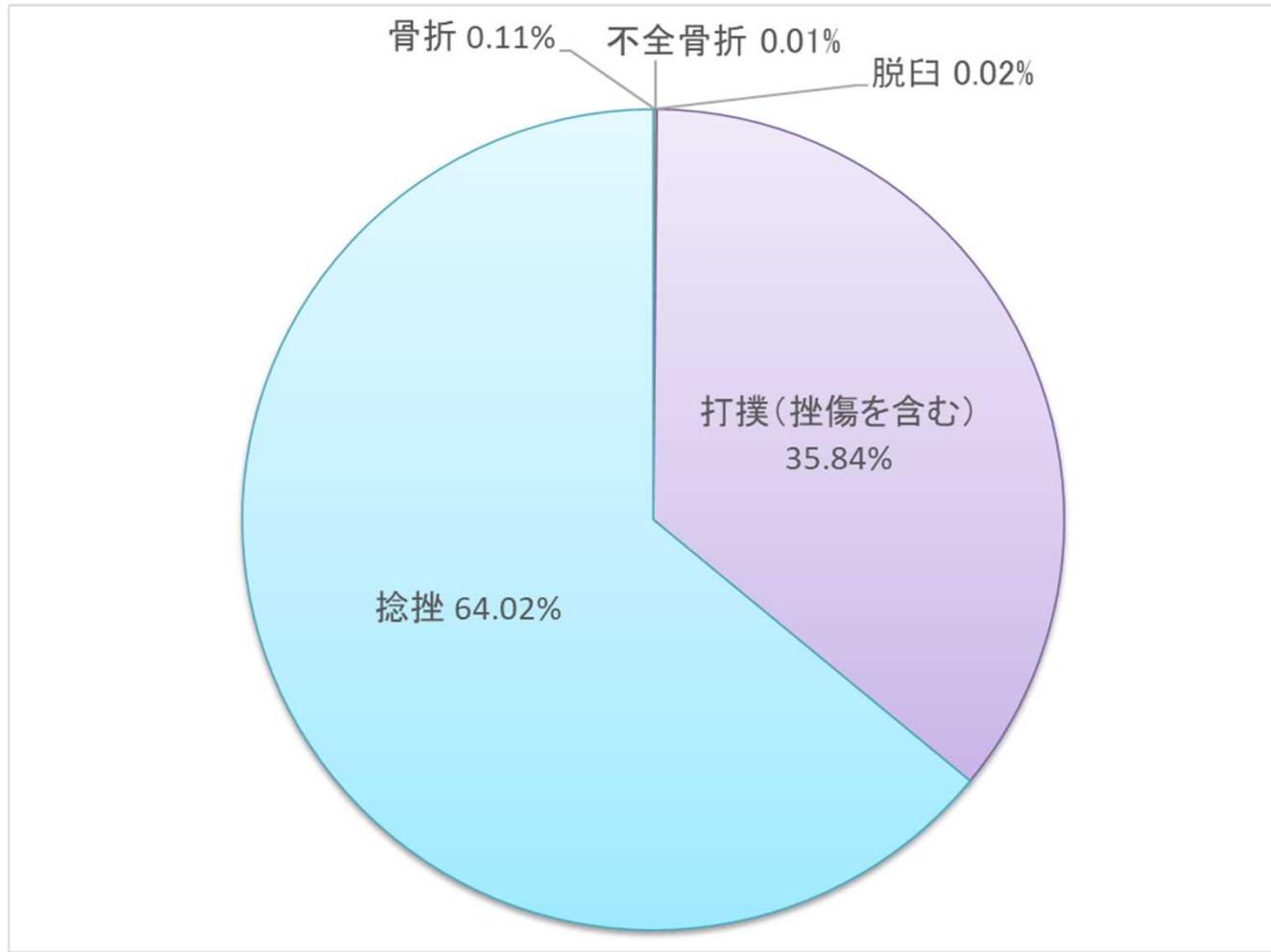


※ 以下の抽出率にしたがい抽出した柔道整復療養費支給申請書（令和6年10月分）を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30 ・ 国民健康保険 1/60 ・ 後期高齢者医療制度 1/50

柔道整復療養費の傷病名別の患者割合

- 柔道整復療養費の傷病名の99%以上は、捻挫及び打撲（挫傷を含む）である。

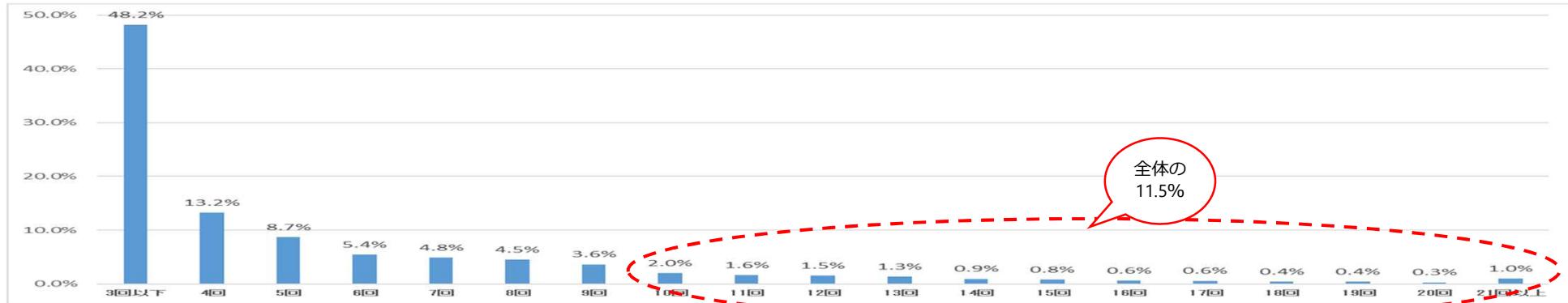


※ 以下の抽出率にしたがい抽出した柔道整復療養費支給申請書（令和6年10月分）を基に分析
・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30 ・ 国民健康保険 1/60 ・ 後期高齢者医療制度 1/50

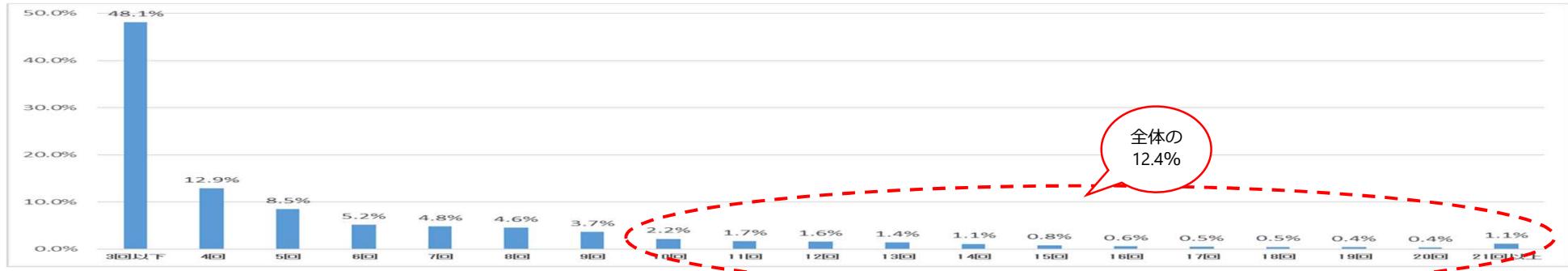
柔道整復療養費の1か月あたり施術回数別の患者割合

- 3回以下の施術が全体の約半分弱で、4回目から大きく減少し回数が増える毎に遞減している。
なお、10回以上の施術は、全体の約1割強となっている。

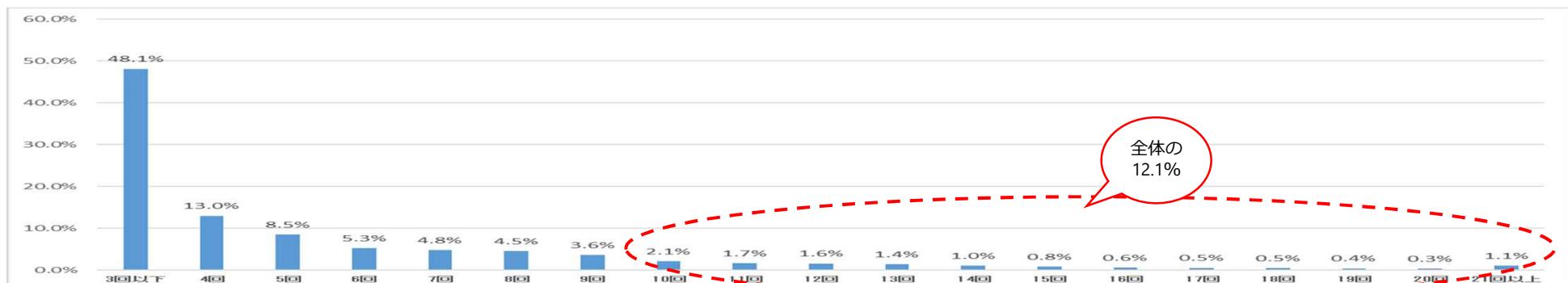
支給月における後療回数（打撲）



支給月における後療回数（捻挫）



支給月における後療回数（骨折、不全骨折、脱臼、打撲、捻挫）



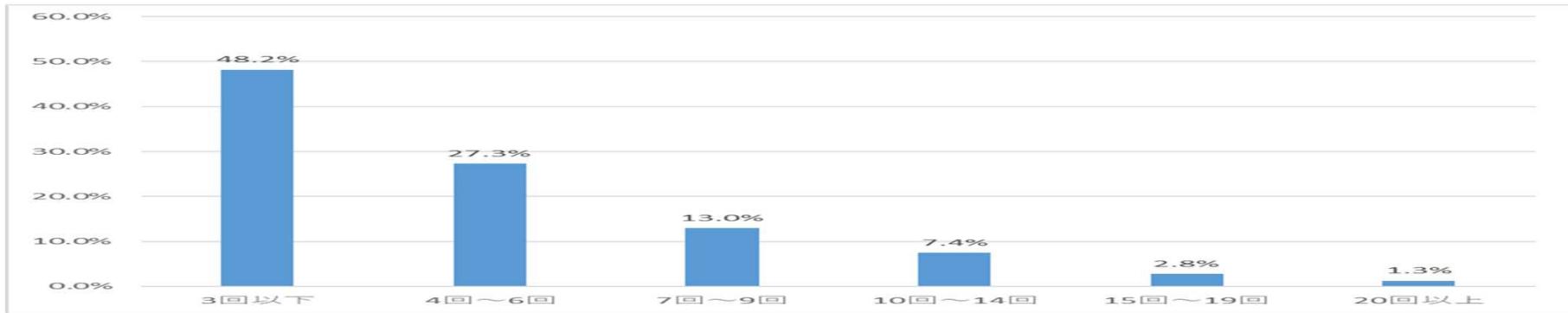
※ 以下の抽出率にしたがい抽出した柔道整復療養費支給申請書（令和6年10月分）を基に分析

・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30 ・ 国民健康保険 1/60 ・ 後期高齢者医療制度 1/50

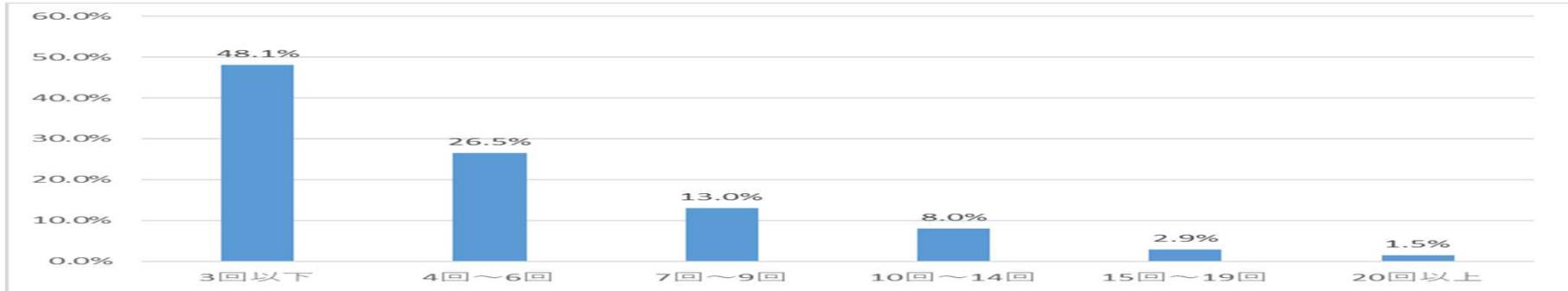
柔道整復療養費の1か月あたり施術回数別の患者割合

○1月あたり9回以下の施術は、全体の約9割弱で、10回以上の施術は約1割強となる。

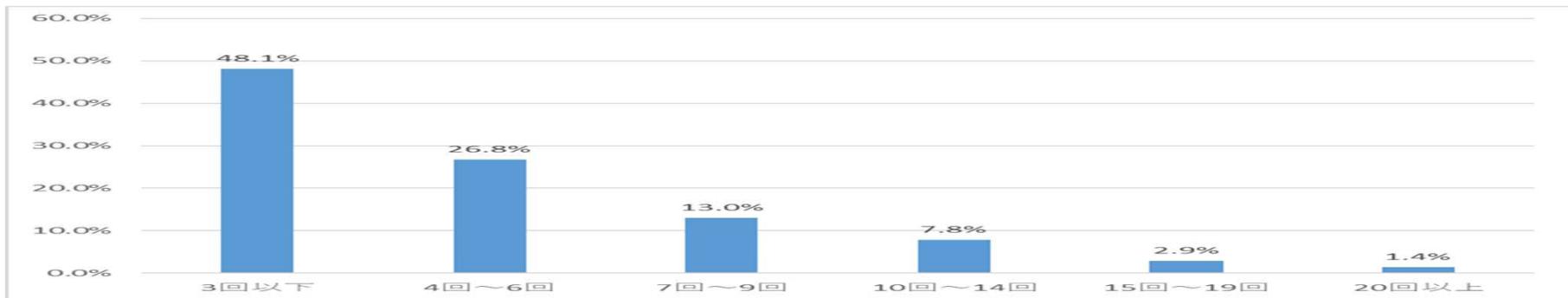
支給月における後療回数（打撲）



支給月における後療回数（捻挫）



支給月における後療回数（骨折、不全骨折、脱臼、打撲、捻挫）



※ 以下の抽出率にしたがい抽出した柔道整復療養費支給申請書（令和6年10月分）を基に分析
・ 全国健康保険協会管掌健康保険 1/30 ・ 国民健康保険 1/60 ・ 後期高齢者医療制度 1/50

厚生(支)局	①集団指導(人)			②個別指導(件)			③監査(件)			④中止等(件)			(参考) 情報提供		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
北海道	67	94	96	0	0	1	0	0	0	0	0	0	15	12	6
東北	190	159	139	6	5	3	3	3	1	3	2	0	34	22	20
関東信越	1,247	913	874	6	2	2	3	4	5	1	1	3	143	126	178
東海北陸	230	165	214	4	4	4	0	0	0	1	0	1	51	51	60
近畿	481	509	535	8	4	5	3	4	1	3	4	1	14	14	12
中国四国	127	108	76	2	2	1	0	0	0	0	0	0	18	10	18
四国	47	44	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	4	3
九州	451	439	452	6	5	2	4	2	1	1	1	2	51	60	42
計	2,840	2,431	2,430	32	22	18	13	13	8	9	8	7	336	299	339

※ 「①集団指導」の数値は対象とした柔道整復師の人数、「②個別指導」及び「③監査」の数値は実施した個別指導及び監査の件数
 ※ 「④中止等」の数値は中止及び中止相当とした件数の合計

3

Ⅲ. 令和 8 年度改定の基本的な考え方（案）

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

II. 令和8年度改定の基本的な考え方（案）

令和6年度柔道整復療養費改定の議論において、以下の事項が「引き続きの検討事項」とされており、当該事項を踏まえた基本的な考え方（案）について検討することとする。

1. 明細書の交付について

- 明細書交付義務化対象施術所の範囲を大幅に拡大したことを踏まえ、令和6年度、7年度に施行状況を調査、把握するとともに、更なる対象範囲の拡大及び明細書の交付（交付回数）の拡大等の検討に資するよう、令和6年度改定後の施術所のレセコン導入状況、導入しない理由、職員数、明細書交付頻度、交付業務負担等を調査し、令和8年度改定の議論において引き続き検討するとともに、保険者単位の償還払いへの変更についても、引き続き検討すること。

2. 施術所における費用の動向について

- 電療料、初検料の引き上げを踏まえ、施術所における賃上げの状況、給与費、光熱水費等を初めとする費用の動向等について、令和8年料金改定の議論に向けて、調査方法等を検討した上で、実態を把握すること。

3. 患者ごとに償還払いに変更できる事例について

- 患者ごとに償還払いに変更できる事例として、長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者を追加したこととに伴い、料金改定の動向を含め、その施行状況等について把握した上で必要な対応のあり方に係る検討を行うとともに、いわゆる「部位転がし」が疑われる事例について、調査・分析及び必要な対応のあり方に係る検討を進めること。

Ⅱ. 令和8年度改定の基本的な考え方（案）

1. 明細書交付について

◆ 明細書交付等に係る現在の状況と検討すべき事項

① 明細書無償交付義務化対象施術所

明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所

→交付義務化対象の拡大についてどう考えるか

② 交付回数

患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則。ただし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えない。

→交付頻度を変更すべきか

③ 明細書発行体制加算の算定回数及び算定額

月1回に限り、10円を算定可能。

→算定回数及び算定額をどう考えるか

④ 記載事項

算定項目、項目ごとの料金、一部負担金額、保険外金額、合計金額等。

→記載事項を変更すべきか。負傷名が含まれていないことについてどう考えるか。

⑤ 保険者単位の償還払いへの変更

令和6年改定では引き続き検討することとされた。

→保険者単位の償還払いへの変更についてどう考えるか

【明細書の交付について】

○第29回柔道整復療養費検討専門委員会（令和6年4月26日）

- ・次の令和8年度改定時には発行体制加算の考え方などについて議論しなければならないと思っていますので、よろしくお願ひいたします。
- ・料金変更につきましては対象範囲を大幅に拡大の状況を見てから検討することではないかなと思っています。令和8年に全ての初検料を含めた無償交付等の考え方も含めて、現行の13円の継続を求めます。
- ・（明細書について）その都度交付することが原則であると考えていますので、今回の改定については、対象は拡大されたのですが、交付の回数については現行どおり残ったということで、この交付の回数についても次回以降引き続きの検討にさせていただきたいなと思います。
- ・新たに明細書という個々のものがどうしても欲しいということが保険者さんの義務化で提案があるのなら、前回にもお伝えしたように、療養費で患者さんに一部負担金を求めることがなく、毎回10円ということであれば保険者さんから発行していただきたい。

○第11回柔道整復療養費のオンライン請求導入等に関するワーキング・グループ（令和7年9月19日）

- ・御承知のとおり、現行は領収書、明細書には項目ごとの料金は入っておりますが、申請書にある負傷名といった情報は入っておりません。負傷名の情報というのも確認する項目としてはすごく重要な情報だと思っておりますので、現行の明細書を都度発行して、患者に見せればそれで代わりになるとは簡単にはいかないと思っておりますので、そういうことを踏まえますと、今後も領収明細書の項目について負傷名等を追加していくかといった検討も必要になってくるかと思います。

Ⅱ. 令和8年度改定の基本的な考え方（案）

1. 明細書交付について

◆ 令和7年度施術所の明細書交付発行業務等に関する調査

令和7年11月～12月に、柔道整復療養費に係る明細書発行の実施状況等（柔道整復施術所におけるレセコンの導入状況、明細書の交付頻度及び交付業務負担等）に関し調査を行った。

調査の概要

調査対象	柔道整復施術所 約19,000施術所 ※主な柔道整復師団体に所属している施術所が対象	
調査内容	レセコンの導入状況	明細書交付枚数（月）
	レセコンを導入していない理由	明細書の交付頻度（支払いごと・月ごと）
	明細書の発行方法（レセコン以外）	発行業務の負担 等
調査方法	回答専用サイトによるWEB調査	

【回答状況】

- 回答：2,356施術所（有効回答率：12.4%）

Ⅱ. 令和8年度改定の基本的な考え方（案）

1. 明細書交付について

○令和7年度施術所の明細書交付発行業務等に関する調査

- ・調査結果の概要については、以下のとおり。

レセプトコンピュータの導入状況等に関する回答

調査回答施術所：2,294か所（※有効回答施術所）

- ・ 明細書発行機能付きレセコンを設置している : 2,243か所（95.4%）
- ・ 明細書発行機能がないレセコンを設置している : 68か所（2.9%）
- ・ レセコンを設置していない : 41か所（1.7%）

なお、レセコンを設置していないと回答した施術所にその主な理由を尋ねたところ

- ・ 設置・維持管理等に経済的負担が発生するため : 18か所（46.2%）
- ・ 現行の事務処理の方が効率的なため : 9か所（23.1%）
- ・ P Cでの事務処理が不慣れなため : 6か所（15.4%）
- ・ その他 : 6か所（15.4%）

の順で回答が多かった。

「その他」の主な記載は以下のとおり

- ・ 保険施術なく、実費100%なのでレセコンは必要なし
- ・ 保険診療をほぼ取り扱っていないため
- ・ 準備中のため
- ・ レセコンを使用するだけの件数もなく導入する余裕もない

II. 令和8年度改定の基本的な考え方（案）

1. 明細書交付について

明細書の交付状況に関する回答

「レセコンを導入していない」又は「明細書発行機能がないレセコンを導入している」と回答した施術所に、現在明細書の発行を行っているか尋ねたところ

- 無償で明細書を発行している：37か所（39.4%）
- 有償で明細書を発行している： 5か所（5.3%）
- 明細書を発行していない： 50か所（53.2%）

また、上記のうち明細書を発行していると回答した施術所に交付方法について尋ねたところ

- 手書きにより対応： 18か所（43.9%）
- 計算ソフト等により自前作成して対応： 12か所（29.3%）
- 明細書発行機能付きの市販ソフトにより対応： 9か所（22.0%）
- その他： 2か所（4.9%） であった。

明細書の交付頻度等に関する回答①

1 施術所当たりの平均交付枚数については、

- 1,386施術所が回答した明細書交付枚数の合計が355,351枚／月（令和7年10月分）であったため、
- 単純平均すると、1施術所当たり256枚／月程度となる。

なお、1施術所が施術を実施した平均回数（療養費対象分）は、

- 1,520施術所が回答した合計回数が674,800回／月（令和7年10月分）であったため
- 単純平均すると、1施術所当たり444回／月程度となる

Ⅱ. 令和8年度改定の基本的な考え方（案）

1. 明細書交付について

明細書の交付頻度等に関する回答②

明細書発行機能付きレセコンを導入している施術所に交付頻度について尋ねたところ

- ・ 毎回発行している : 1,083か所 (56.5%)
- ・ 1ヶ月分まとめて月に1回発行している : 553か所 (28.8%)
- ・ その他 : 282か所 (14.7%)

「その他」の主な記載（概要）

- ・患者の希望により頻度を決めている
- ・希望がある時のみ交付
- ・不要と言われるため発行していない
- ・初回は全員に発行、以後は不要なら停止
- ・年末／年度末／年1回にまとめて

明細書発行業務の負担に関する回答

明細書発行業務に負担を感じるか尋ねたところ

- ・ 負担を感じる : 1,336か所 (87.3%)
- ・ 負担を感じない : 195か所 (12.7%)

負担を感じると回答した施術所にその主な理由を尋ねたところ

- ・ 必要事項の記入に時間がかかる : 483か所 (39.8%)
- ・ 明細書発行のための人員の不足 : 469か所 (38.6%)
- ・ 発行に要する費用 : 133か所 (10.9%)
- ・ 明細書の手書き作業 : 66か所 (5.4%)
- ・ その他 : 64か所 (5.3%)

「その他」の主な記載（概要）

- ・時間・手間が増える
- ・コストに見合わない・赤字
- ・発行しても不要で捨てられる
- ・設備・システム都合の負担
- ・患者への確認・説明が増えた

Ⅱ. 令和8年度改定の基本的な考え方（案）

2. 施術所における費用の動向について

○令和7年度柔道整復施術所経営実態調査

令和7年11月～12月に、柔道整復療養費施術所の経営実態（費用の動向、賃上げの状況等）に關し調査を行った。

費用の動向を踏まえた対応については、当該調査の結果も踏まえて検討する。

調査の概要

調査対象	柔道整復施術所 約19,000施術所 ※主な柔道整復師団体に所属している施術所が対象	
調査内容	設置者（個人・法人）	費用の動向（収益・費用・差額等）
	受領委任の形態（協定・契約）	賃上げの状況（平均月例賃金・平均賃上げ額等）等
	自費施術の実施状況	
調査方法	回答専用サイトによるWEB調査	

【回答状況】

- 回答：2,356施術所（有効回答率：12.4%）

（参考）令和6年度改定での対応

- 光熱水費の高騰等を踏まえ、電療料について1回当たり3円増額し、「1回につき33円加算」に改定。
- 施術所職員の賃上げ、医療DXへの対応を踏まえ、初検料について1回当たり30円増額し、「1回につき1,550円」に改定。

【費用の動向を踏まえた対応について】

○第29回柔道整復療養費検討専門委員会（令和6年4月26日）

- 改定財源の範囲内での電療料、初検料の引上げに対して思い切った措置を取っていただいて、大変評価させていただいております。もちろん財源ありきの中での話ですから、これ以上の無理は言えないと考えております。今後も柔道整復師の現状をしっかりと把握していただいて、引き続き適切な項目への張りつけをお願いしたいと思います。特に後療三法、後療料、電療料、罨法料と言われるところは直接我々柔整師の経営に反映されます。そういう項目をしっかりと把握していただきたいと思います。
- 医療経済実態調査のようなことまでやるというのは、できないと思うのですが、ある程度、施術所に対しても、コストがどうなっているのか、収入がどうなっているのか、その結果、収支状況がどうなっているかぐらいは把握した上で改定の議論をすべきだと思う

Ⅱ. 令和8年度改定の基本的な考え方（案）

3. 患者ごとに償還払いに変更できる事例について

○ 「部位転がし」が疑われる事例について

令和6年度改定の「引き続きの検討事項」として、いわゆる「部位転がし」が疑われる事例について、必要な対応のあり方に係る検討を進めることとされている。

現在実施している、柔道整復療養費の運用状況、業務処理状況及び審査内容等に関する調査において、「部位転がし」の定義等について調査しており、この結果を踏まえ、まずは「部位転がし」の定義について検討を進めることとしてはどうか。

調査の概要

調査対象	健保組合、協会けんぽ、国保保険者、後期広域連合、国保連
調査内容	<p>(1) 柔道整復療養費の運用状況と業務処理状況等</p> <ul style="list-style-type: none">各事務局職員の事務等について国保における支給決定について施術所管理について 等 <p>(2) 柔道整復療養費審査委員会等の審査内容等</p> <ul style="list-style-type: none">柔道整復療養費審査委員会について面接確認委員会について保険者等における審査方法について患者調査及び施術所照会について 等
調査方法	調査票をメール送付
回答期限	令和8年1月29日

Ⅱ. 令和8年度改定の基本的な考え方（案）

3. 患者ごとに償還払いに変更できる事例の追加について

現在の「患者ごとに償還払いに変更できる事例」

○受領委任協定・取扱規程（通知）抄

第9章 患者ごとの償還払いへの変更

（保険者等の行う通知・確認等）

46 保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更することができること。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第5号の2とすること。

（1）保険者等は、被保険者及び被扶養者に対して、患者ごとの償還払いへの変更の対象となる患者類型等について予め周知すること。
（2）保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知（様式第9号及び第9号の2を標準とする。）を送付すること。

- ① **自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者**
- ② **自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者**
- ③ **保険者等が、患者に対する35の照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者**
- ④ **複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者**
- ⑤ **長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（算定基準の備考4. ただし書に規定する場合に該当する患者）**

（3）～（5）（略）

○算定基準（通知）抄

備考4.（前略）ただし、初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）以降の連続する5か月以上の期間において1月につき10回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を行っていた場合は、当該連続する5か月の翌月以降に行う施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の50に相当する額により算定する。（後略）

【患者ごとに償還払いに変更できる事例について】

○第29回柔道整復療養費検討専門委員会（令和6年4月26日）

- ・「患者ごとに償還払いに変更できる事例として」ということで、部位転がしのような事例について、事態の把握及び必要な対応のあり方に向けた検討を進めることに關しましては、ぜひ対象として含めていただくようお願いしたいと考えておりますので、引き続き検討課題としてしっかり議論ができるようにしていただきたいと思っています。あと、部位転がしそのものの定義も明確化されていないと理解しておりますので、そちらの定義も併せてお願いしたいと考えております。
- ・部位転がしについての実態把握及び必要な対応のあり方はどのように検討されるのか。私どもとしては、公的審査会において傾向審査などを実施することで実態を把握し、その情報に基づき、面接確認委員会等の場で正しい請求に向けて指導監督していきたいと考えていますが、いかがでしょうか。
- ・いわゆる部位転がしですね。これについてもぜひ償還できちんと確認したいという意向を持っておりますので、長期・頻回だけでなく、部位転がしもぜひ今後の検討に入れていただきたいと思って、資料に引き続き検討していくと入れていただいたので、非常にありがとうございました